

危険物施設で地下貯蔵タンクを所有する設置者の方へ

◎既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について

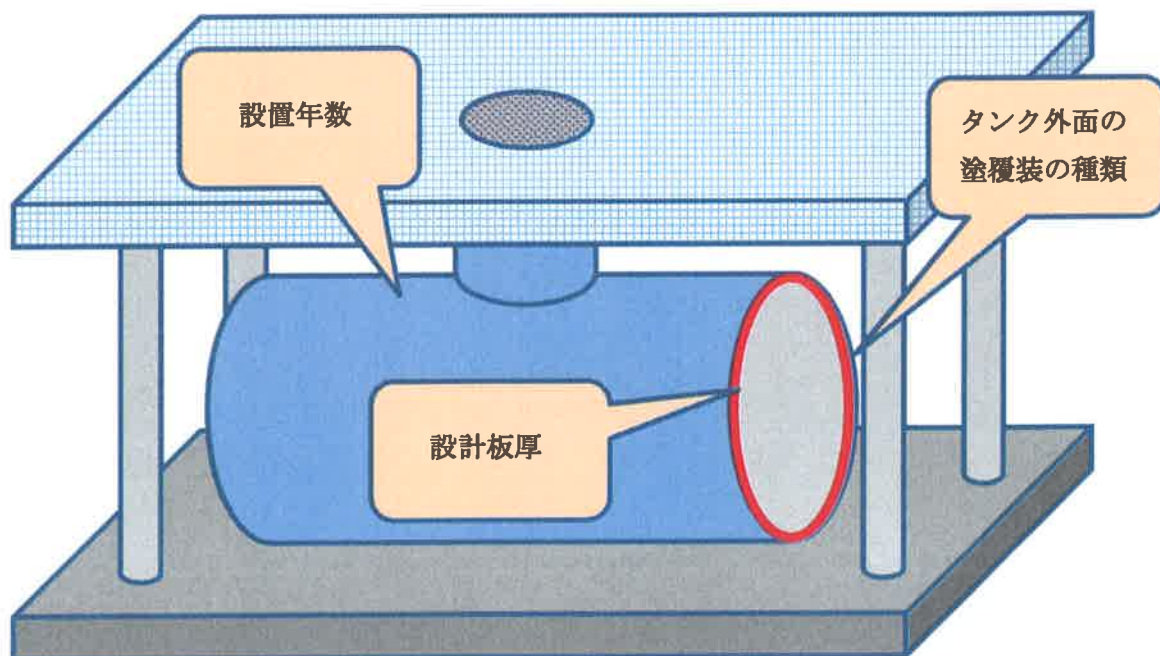
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省告示第 246 号）がそれぞれ公布され、平成 23 年 2 月 1 日より施行されました。

この改正は、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンク^{※1}のうち、設置年数^{※2}、塗覆装^{※3}の種類及び設計板厚^{※4}が一定の要件に該当するタンクを「腐食のおそれが高いタンク」として区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずることを主な内容とするものです。

対策が必要な地下貯蔵タンクで、措置が講じられていない場合には、施設の使用ができなくなりますので、早めの対応をお願いします。

- ※1 鋼製一重殻の地下貯蔵タンクとは、貯槽が1枚の鋼板で造られたタンクをいう。
- ※2 設置年数とは、地下貯蔵タンク設置時の完成検査済証の交付日からの経過年数をいう。
- ※3 塗覆装とは、地下貯蔵タンクの腐食を防止するために施されているタンク外面保護材をいう。
- ※4 設計板厚とは、地下貯蔵タンク設置時のタンク本体の板厚をいう。

【地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの例】



地下貯蔵タンクの流出事故防止対策を講ずる必要があるタンクは、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち次のとおりです！

【腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

↑の表で、腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当する場合は、内面ライニング^{※5}、電気防食^{※6}のいずれかの措置が必要になります！！

【腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

↑の表で、腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当する場合は、内面ライニング、電気防食、常時監視装置^{※7}のいずれかの措置が必要となります！！

※5 内面ライニングとは、タンク内面の腐食を防止するためのコーティングであり、タンクの内面に厚さ2mm以上FRP層を形成することにより補うものをいう。



※6 電気防食とは、土中に設置した電極からタンクに電流を流すことにより、タンクの電位を腐食しない電位まで変化させ、腐食を防止することをいう。



※7 常時監視装置とは、地下タンクからの危険物の微少な漏れを常時検知する設備で、高精度油面計などがある。



【注意事項】

現時点で腐食のおそれが（特に）高いタンクに該当しない場合であっても、年数の経過によっていずれは該当することになり、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの設置年数や今後の使用年数を考慮しながら、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、これらの措置を講ずるにあたり工事を実施する場合は、工事を行う前に必ず消防本部予防課（TEL0555-22-4501）までご相談ください！！